

第165回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第2号

平成30年2月5日かすみがうら市農業委員会告示第2号をもって、平成30年2月13日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第165回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年2月13日(火) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠番	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 栗山 千勝	10番 欠席	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 小松崎 正衛	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

10番 塚本 勝男

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 局長補佐 山本 好徳(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

17番 安田 秀徳 18番 磯部 潤一

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第8号 制限除外の農地移動届出の受理について

議案審議について

議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 現況証明願の交付決定について

議案第9号 農地改良協議書に対する同意について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理機構)

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分
計画案の意見の決定について

議案第13号 遊休農地の非農地判断について

その他

8. 閉会

午後2時58分開会

事務局長	<p>只今から、平成29年度第165回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は17名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、委員会規則第6条により10番 塚本 勝男委員から欠席届が提出されております。 また、14番 鈴木良道委員が遅れる旨連絡がございました。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、17番 安田 秀徳委員、18番 磯部 潤一委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第5号、第6号、第7号、第8号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 (14番 鈴木 良道委員 入室)</p>
7番 貝塚委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、貝塚委員。</p>
7番 貝塚委員	<p>報告第5号の契約内容の売買価格はいくらですか。</p>
事務局	<p>1筆で75万円の売買価格となっております。</p>
議 長	<p>貝塚委員よろしいですか。</p>
7番 貝塚委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にご意見等ございませんか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
13番 小松崎委員	<p>去る2月5日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員、山口委員、私小松崎誠の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、議案第6号の農地法第3条の許可について、ご報告申し上げます。</p> <p>番号1番は、公園の約150m南東に位置するハス田になります。現況は、きれいに管理されていまして。申請人は市の公共事業で譲渡した農地の代替地として取得するため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンを計画しています。</p> <p>番号2番は、のセンターの約350m東に位置するハス田2筆になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、レンコンを計画しています。</p> <p>番号3番は、のセンターの約700m北に位置する畑2筆になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。作付作物はニンニクとキウイを計画しています。</p> <p>番号4番は、の約900m南に位置する川沿いのハス田1筆になります。現況は、きれいに管理されていまして。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物はレンコンを計画しています。</p> <p>番号5番は、上り方面の50m東に位置する畑1筆になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、露地野菜を計画しています。</p> <p>番号6番は、のセンターの約450m北西に位置する畑1筆とセンターの600m北東に位置する畑1筆の2筆になります。の筆は篠が生えており一部荒れていりましたが、の筆はきれいでした。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は野菜を計画しています。</p> <p>番号7番は、の約250m北に位置する水田2筆になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は水稻を計画しています。</p> <p>番号8番は、学校の約150m南に位置する畑になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は、露地野菜を計画しています。</p> <p>番号9番は、の団地にあるの約500m北東に位置する水田になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は水稻を計画しています。</p> <p>番号10番は、の福祉施設の約400m南東に位置する川沿いの水田になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は水稻を計画しています。</p> <p>番号11番は、の団地にあるの約600m北に位置する畑2筆になります。現況はきれいに管理されていまして。申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は栗を計画しています。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号2番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号3番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号4番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
16番 関川委員	はい。
議 長	はい、関川委員。
16番 関川委員	これは ではなくて、 字 ですか。
事務局	はい、こちらは登記簿も 字 となっております。
議 長	関川委員よろしいですか。
16番 関川委員	はい、わかりました。
議 長	他にご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号5番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に番号6番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号7番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号8番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号9番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号10番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号11番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。
議 長	事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
12番 山口委員	<p>それでは、5条について私から説明いたします。 図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、のの約50m北東に位置する畑3筆で、第2種農地と判断しました。現況は、自宅敷地兼資材置場として使用しており、土地所有者から始末書が添付されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、国道号沿いにあるに隣接する北側の畑で、第2種農地と判断しました。現在は駐車場として利用されており、土地所有者から始末書が添付されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、の団地にあるの約1Km北西の沿いに位置する畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は2筆とも荒れておりました。申請人は太陽光発電施設を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号4番は、の福祉施設の約800m西に位置する畑1筆で、第1種農地と判断しました。現在は住宅の進入用道路として利用されており、土地所有者から始末書が添付されております。申請人は自己住宅の建築を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 申請地は第1種農地ですが、住宅等の周辺住民の日常生活・業務上必要な施設を集落接続で設置する不許可の例外に該当するので、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号5番をご覧ください。 番号5番は、学校の約600m東に位置する畑2筆で、第2種農地と判断しました。現況は何も耕作されていない状態でした。申請人は隣の土地で太陽光発電施設を運営しており、既存施設の拡張という形で今回申請に至りました。転用による周辺への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上5件、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に番号2番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号3番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号4番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号5番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、番号3番については3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんご承知おき願います。
議 長	次に「議案第8号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
13番 小松崎委員	それでは議案第8号、現況証明願について説明いたします。 函面番号6番をご覧ください。 場所は、 の 郵便局の約300m北西に位置します。 こちらは平成2年頃から農業用倉庫として利用しており、同時期の建築物確認通知書も添付されております。現況も申請どおりになっていることから、証明しても

	<p>問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。議案第8号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第8号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第9号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。事前調査員の方説明をお願いします。</p>
13番 小松崎委員	<p>それでは議案第9号、農地改良協議について説明いたします。 図面番号7番をご覧ください。 場所は、 庁舎から約850m東に位置する畑になります。 地内の市が発注した道路改良工事から発生する土を入れ、段差解消をするための申請となります。改良後は野菜を栽培する計画となっております。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 議案第9号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第9号について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第9号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、利用権設定の内容についてご説明いたします。 今回利用権の設定は全体で24件。面積は85,725㎡、その内新規は13件、作物は水稲、レンコン、野菜となります。再設定は11件、作物は水稲、レンコンとなります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思います。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。議案第10号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	22ページ 農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件。 面積は13,544㎡です。作物は飼料作物になります。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、設定の内容についてご説明いたします。 24ページ 農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より平成30年1月25日付で農用地利用配分計画案の意見を求められています。 計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので計画案が1件、面積は13,544㎡です。なお、議案第11号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。 以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので「議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第13号 遊休農地の非農地判断について」上程します。

	事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、内容について説明いたします。25ページをお開き下さい。</p> <p>農林水産省経営局長及び農村振興局長連名で、平成21年12月11日制定されました。農地法の運用についての通知にある、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いの規定に基づき、次の土地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの審議を求めるものです。</p> <p>次の土地は、昨年6月中旬から9月下旬にかけて、農業委員の皆さんが調査した、農地法第30条の利用状況調査において、B分類と判断された土地になります。</p> <p>その土地が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と判断したものであり、且つ、一昨年(28年)の利用状況調査においてもB分類と判断されている土地になります。</p> <p>次の土地が総会にて非農地と判断されましたら、土地所有者、かすみがうら市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知し、農地台帳の整理を行い、本年以降の利用状況調査において、調査の対象から除外されることとなります。</p> <p>また、所有者へ送付する非農地の通知をもって、法務局にて登記地目の変更をすることも出来るようになります。土地の所在は 字 番地、台帳地目(畑)面積765㎡ 外640筆、面積は全体で610,864.93㎡。内訳は台帳地目(田)115筆、面積85,477.93㎡、台帳地目(畑)526筆、面積525,387㎡です。</p> <p>なお、税務課へ情報提供しますが、直ぐに課税が変わるものではありません。税務課が情報を基に調査した後に変わるということで認識をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
16番 関川委員	はい。
議長	はい、関川委員。
16番 関川委員	これは全体の何割くらいなのか。かすみがうら市の農地面積は。
事務局	農林業センサスでは、約5,600haです。その内の61町歩になります。
議長	他にございますか。
9番 栗山委員	はい。
議長	はい、栗山委員。
9番 栗山委員	登記簿を直さないとうなるのか。
議長	事務局説明を。
事務局	登記簿を直さないままでも、所有者が税務課に地目を山林等変えるよう申告すると税務課で現況を確認し課税が変わります。本人が登記簿を変えないと、登記簿は変わりません。課税だけが変わります。税務課が確認してから課税が変わります。
議長	他にございますか。
12番 山口委員	はい。
議長	はい、山口委員。
12番 山口委員	山林とか雑種地になることなのか。

事務局	税務課が確認しますが、登記簿を直す場合は、登記官が現地を確認します。6月中旬の30条調査で2年連続で山林化している場合、皆さんが見たものが山林なのか竹山なのかで、そういう違いで分かれてきます。
議 長	他にございますか。
8番 宮本委員	はい。
議 長	はい、宮本委員。
8番 宮本委員	土地所有者が管理してなくて、周りの農地はきれいに管理してて苦情が出ている。そのような場合どうすればよいか。
事務局	周りの農地に影響が出ているのであれば、所有者に指導をしていただくことになります。
議 長	他にございますか。
15番 市川委員	はい。
議 長	はい、市川委員。
15番 市川委員	私の地区でも苦情が出ている。所有者が誰も住んでいない場合はどうするのか。
事務局	基本は住民基本台帳、住民票の転出先まで通知を出します。又相続人代表者に通知します。
議 長	他にご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第13号 遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	3月1日の新・農地を活かした担い手を応援する運動推進大会について 農地利用最適化推進委員評価委員会の結果一覧について 改選により3月議事録署名委員と4月現地調査委員の暫定について 委員会互助会の監査、清算について 活動記録セットの提出について 歓送迎会について
議 長	以上をもちまして第165回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。 (午後2時58分 閉会)